

東広島市道路附属物等調査業務
実 施 要 領

令和 7 年 7 月

東広島市 建設部 技術企画課

東広島市道路附属物等調査業務 実施要領

1 趣旨

この要領は、東広島市が発注する「東広島市道路附属物等調査業務」を受注する事業者（以下「受注者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、「東広島市道路等維持管理システム」の機能拡充を目的として①道路附属物の台帳システム搭載のための位置情報等の取得、②認定市道約 1,646.7km に対する舗装の路面状況の AI 解析による劣化診断を行うことを目的としている。

3 業務概要

（1）業務名

東広島市道路附属物等調査業務（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別紙「東広島市道路附属物等調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）提案上限額

36,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）業務期間

契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 選定

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている企業であること。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は参加表明書の提出締切日前 6 か月以内に手形小切手の不渡りを出した者

オ 手続き開始の公示の日（以下「公示日」という。）から契約締結の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者

カ 施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当するもので、市長がプロポーザルに参加させないこと

とした者

キ 公示日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者

① プロポーザルに参加を希望する者（法人又は個人事業主）

② プロポーザルに参加を希望する法人の代表者（個人）

ク 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※企業グループの場合は、企業グループの全ての構成員がア～クまでの全ての要件を満たしている者であること。

（2）複数提案参加の禁止

提案参加者ができる提案は1つのみとする。

（3）他の提案参加者の構成員となることの禁止

すでに提案参加している者又は提案参加者の構成員（再委託事業者を含む。）となっている場合は、他の提案参加者の構成員になることはできない。

（4）平成27年4月1日から公示日までに、地方公共団体等（地方自治法に定める地方公共団体および国の行政機関、特殊法人（例：NEXCO各社）を含む）における本業務と同様の業務（道路維持管理システム構築及びデータ整備業務）を元請として完了した実績を有すること。

※企業グループの場合は、企業グループの代表企業が実績を有すること。

道路維持管理システム構築及びデータ整備業務とは、道路施設（橋梁、トンネル、シールド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識、道路附属物、舗装等）の一元的な管理や点検・補修結果の共有、蓄積を目的としたGISシステムを構築する業務及びそれらのシステムに搭載するデータを取得しデータ整備した業務を指す。

業務実績での道路附属物、舗装等は以下を指す。

道路附属物：道路照明灯、道路反射鏡、道路標識、車両用防護柵等

舗装等：舗装、区画線等

また、本業務での対象となる道路附属物は以下を指す。

道路附属物：道路照明灯、道路反射鏡、道路標識

(5) 公示日において、次の各号の認証資格を全て取得していること。

- ア IS09001：品質マネジメントシステム
- イ IS027001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム
- ウ プライバシーマーク：個人情報セキュリティ
- エ IS014001：環境マネジメントシステム

(6) 令和7年8月19日（火）の午後5時までに「参加表明書（様式第1号）」を市に提出した者

6 スケジュール（予定）

公募開始から契約締結までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 スケジュール

	東広島市	提案者
令和7年8月1日（金）	公募（提案の受付）開始	
	↓	
令和7年8月7日（木）	質問書の提出期限	（質問がある場合） 質問書の提出
	↓	
令和7年8月12日（火）	質問書への回答	回答の確認
予定	↓	
令和7年8月19日（火）	提案書等の提出期限	提案書等の提出
	↓	
令和7年8月26日（火） 又は27日（水） 予定	審査会（プレゼンテーション等）	審査会へ出席
	↓	
令和7年8月29日（金）	審査結果通知	審査結果通知の受領
予定	↓	
	結果の公表・契約締結	

7 質問及び回答

(1) 質問

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

表 質問書の提出方法

提出期限	令和7年8月7日（木）午後5時
提出先	東広島市建設部技術企画課
提出書類	質問書（様式第5号）
提出方法	電子メール 技術企画課の電話：082-420-0943（直通）（担当：彌勒、仁井） E-mail：hgh200943@city.higashihiroshima.lg.jp ※件名：「東広島市道路附属物等調査業務に係る質問」とする。 ※受信確認のため、 <u>メール送信後に電話連絡</u> をすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり予定している。

表 回答方法

回 答 日	令和 7 年 8 月 1 2 日 (火)
回答方法	市ホームページで公表
備 考	・ 提出期限内に出された全ての質問と質問に対する回答を取りまとめたものをホームページへ掲載する。 ・ 提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については、回答しない。

8 参加表明書及び提案書等の提出

プロポーザル参加者は、仕様書に基づき提案書等を作成し、次の書類と合わせて提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

イ 東広島市納税証明書 (滞納がない証明書)、消費税及び地方消費税の納税証明書

※提案書を提出する日から 3 か月以内に発行されたものに限り、写しでも可とする。

なお、東広島市における令和 7 年 1 月 2 0 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者で、提出日現在滞納のない場合は、納税証明書の提出を不要とする。

ウ 実績書 (様式第 3 号)

省庁・地方公共団体等 (地方自治法に定める地方公共団体および国の行政機関、特殊法人 (例: NEXCO 各社) を含む) の導入実績がある旨の証明書

エ 配置予定技術者の経歴・実績書 (様式第 4 号)

配置予定技術者は、所属する企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って 3 か月以上有していること。

オ 提案書

別紙「東広島市道路附属物等調査業務提案書作成要領」に基づくものとする。

カ 提案価格書 (様式第 7 号)

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 9 日 (火) 午後 5 時まで [必着]

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。(郵送の場合も、提出期限までに必着とする。)

(4) 提出先

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

東広島市建設部技術企画課宛

(5) 提案書等の再提出

提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認めるものとする。

(6) 提出書類

提出された書類は返却しない。

9 審査の実施

(1) 審査方法

「提出書類（参加表明書、納税証明書、実績書、配置予定技術者の経歴・実績書、提案書、提案価格書）及び「審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）」により審査を行う。

(2) 審査会の実施方法

審査会の日時や場所は、次のとおり予定している。

なお、審査会の詳細は、参加資格を満たしている者に対して別途案内する。参加資格を満たしていない者に対しては別途その旨を通知する。

表 審査会の実施方法

日時	令和7年8月26日（火）又は27日（水） 予定
場所	東広島芸術文化ホール（くらら）
時間	1者当たりの時間は50分を予定し、内訳は次のとおりとする。 ・プレゼンテーション : 30分 ・質疑応答 : 20分
留意事項	・説明内容は、提案書に沿ったものとする。 ・欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。 ただし、災害、交通関係の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合はこの限りではない。

(3) 最優秀提案事業者の決定

審査会の審査の結果、最高評価点となった者を最優秀提案事業者とする。

最高評価点獲得者が2人以上ある場合、価格が低い者を優先する。

最高評価点獲得者が2人以上で、価格も同額の場合は、選定委員会の委員長が最優秀提案事業者を決定する。

10 審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

審査結果の通知は、次のとおり予定している。

表 審査結果の通知方法

通知日	令和7年8月29日（金）予定
通知先	全てのプロポーザル参加者
通知方法	電子メール又は郵送 件名「東広島市道路附属物等調査業務に係る最終審査の結果について」

(2) 審査結果に係る質問

審査結果の通知を受けた者は、次のとおり審査結果に係る質問を行うことができる。
ただし、本質問により審査結果が変わるものではない。

表 審査結果に関する質問

質問期間	通知をした日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を含まない）
質問方法	電子メール、質問の書式は自由 技術企画課の電話：082-420-0943（直通）（担当：彌勒、仁井） E-mail：hgh200943@city.higashihiroshima.lg.jp ※件名：「東広島市道路附属物等調査業務の審査結果に係る質問」とする。 ※受信確認のため、 <u>メール送信後に電話連絡</u> をすること。
回答期間	説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内 （閉庁日を含まない）
回答方法	電子メール 件名：「東広島市道路附属物等調査業務の審査結果に係る質問回答について」

11 審査結果の公表

本業務の契約締結後、プロポーザルの最終審査結果を市のホームページにて公表する。

12 プロポーザル実施に関する事項

(1) 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提案書及びプレゼンテーション評価点が5割に達していない者

イ 提案価格書の額が提案上限額を超えている者

ウ 仕様書3業務内容（1）、（2）の提案がない者

(2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。

ア プロポーザルの参加を辞退したとき。

イ 本業務に対して2以上の提案をしたとき。

ウ 他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案書等の内容、本市からの質問に対する回答の説明内容に関して、事実と反する提案等の不正行為があったとき。

オ 本市からの提案書に関する質問を、プロポーザル参加者が回答しなかったとき。

カ 契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(3) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第6号）」を提出すること。ただし、正当な理由がある場合を除き、審査会以降の辞退は一切認めない。

なお、辞退届の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。

(4) 費用の負担

本業務の提案に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(5) プロポーザルの実施

プロポーザル参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

13 プロポーザルの評価基準

表 評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 実績・資格（35 点）		
企業の実績	・ 企業の「同様業務の業務実績数」を評価する。 同様業務：道路維持管理システム構築及びデータ整備業務	5
	・ 上記で回答した業務内での「舗装路面状況の AI 解析による劣化診断に関する実績の有無」を評価する。	15
	・ 上記で回答した業務内での「道路附属物の位置情報等取得に関する実績の有無」を評価する。	5
技術者の経験及び能力	・ 配置予定技術者の「業務実績」を評価する。 業務：同様業務（道路維持管理システム構築及びデータ整備業務）	5
	・ 配置予定技術者の「保有資格」を評価する。 資格：技術士総合技術監理部門（建設又は情報工学） 技術士（建設部門又は情報工学部門）	5
2 実施方法（25 点）		
実施計画	・ スケジュールの「具体性・的確性」を評価する。 ・ 各フローにおける作業内容の「具体性・的確性」を評価する。	5
実施体制	・ 道路附属物の位置情報等取得に係る「実施体制」を評価する。（作業体制、専門知識（実績や資格）を有する技術者の配置等の作業体制への配慮）	10
	・ 舗装路面状況の AI 解析による劣化診断に係る「実施体制」を評価する。（作業体制、専門知識（実績や資格）を有する技術者の配置等の作業体制への配慮）	10

評価項目		評価基準	配点
3 費用 (10 点)			
	提案価格	・「位置情報等取得費用」と「舗装路面状況の AI 解析による劣化診断費用」を評価する。	10
4 企画提案 (10 点)			
	コンセプト	・「提案内容の分かりやすさ」を評価する。	10
5 特定テーマ (重点項目) (80 点)			
	道路附属物の位置情報等取得	・特定テーマの「目的、内容の理解度」及び「道路附属物の位置情報等取得手法」を評価する。 ・「取得する道路附属物の施設種別、内容」を評価する。	30
	舗装路面状況の AI 解析による劣化診断	・特定テーマの「目的、内容の理解度」及び「舗装路面状況情報の取得手法」、「舗装路面状況の AI 解析による劣化診断手法」を評価する。 ・AI 解析の信頼度を評価する。 ・劣化診断に用いる項目を評価する。	50
6 その他事項 (40 点)			
	その他の提案事項	・提案の「有益性、実現性」を評価する。	10
	その他の調査項目の提案事項 (道路幅員解析)	・「道路幅員解析の手法、解析結果のアウトプット」を評価する。	30
7 プレゼンテーション (20 点)			
	プレゼンテーション	・「説明資料、説明内容の分かりやすさ」及び「質疑に対する回答の的確性」を評価する。	20
合 計			220

14 契約

(1) 契約手続

契約に当たっては、最優秀提案事業者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。なお、この協議の結果により、提案書の内容を変更することができることとする。

また、東広島市は最優秀提案事業者と協議が整わない場合にあつては、次点として評価した提案事業者と協議の上、契約を締結することができる。

(2) 契約条件

東広島市契約規則等を遵守した契約とする。

15 担当部署 (事務局)

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

東広島市建設部技術企画課

担当：彌勒、仁井

電話：082-420-0943 / FAX：082-420-0967

E-mail：hgh200943@city.higashihiroshima.lg.jp